

平成 30 年 5 月 7 日

各 位

会社名 株式会社 アイネット
代表者名 代表取締役社長 梶本 繁昌
(コード番号 9600 東証第一部)
問合せ先 執行役員 今井 克幸
総務部長
電 話 (045) 682 - 0805

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催された取締役会において、「定款の一部変更の件」を 6 月 22 日開催予定の当社定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1.変更の理由

当社は、取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を一部免除することができる旨の規定を新設します。

また、平成 27 年 5 月 1 日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)に伴い、責任限定契約を締結できる取締役および監査役の範囲が変更されましたので、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役とも損害賠償責任を限定する契約を締結できるよう見直します。

なお、定款第 27 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2.変更の内容

変更の内容は別紙に記載のとおりであります。

3.変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 30 年 6 月 22 日

定款変更の効力発生日 平成 30 年 6 月 22 日

以 上

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(社外取締役との責任限定契約)</u> 第27条 <u>(新設)</u></p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p>	<p><u>(取締役の責任免除)</u> 第27条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の同法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）</u>との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p>
<p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u> 第33条 <u>(新設)</u></p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p>	<p><u>(監査役の責任免除)</u> 第33条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p>